

慶弔見舞に関する規定

- 第一条 本会役員の慶弔に関しては次による金品又は見舞金を贈り慶弔見舞の意を表す
- 一、役員の婚礼 一万円
- 二、役員の寿令の場合
- | | |
|----|-----|
| 還暦 | 一万円 |
| 古希 | 一万円 |
| 喜寿 | 一万円 |
| 米寿 | 一万円 |
- 三、細則第三条の場合 一万円
- 四、死亡の場合
- | | |
|-----|---------------------|
| 本人 | 一万円+花輪 |
| 配偶者 | 五千円+花輪 |
| 父母 | 五千円+花輪（但し同一世帯であること） |
| 子女 | 五千円+花輪（但し同一世帯であること） |
- 五、疾病（一ヶ月以上の入院の場合）及び事故の場合 五千円
情状により常任理事会の議を経て増減することができる
- 第二条 本会の友誼団体又は必要と認めた場合の慶弔に関して常任理事会の議を経て決定する
但し緊急の場合は会長・理事長に一任する
本規定は会則施行の日より適用する